

ターミナルケアマネジメント加算及び看取り連携体制加算に係る対応など北海道国民健康保険団体連合会への請求事務に関する留意事項について

1 居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算及び訪問入浴介護・小規模多機能型居宅介護・短期入所生活介護の看取り連携体制加算の請求について

ターミナルケアマネジメント加算の算定において、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と利用者の死亡が異なる場合の請求方法については、「居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の取扱いについて」（平成30年4月13日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）により、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）のシステム改修作業が終了するまでの間の一時的な取扱いが示されてきました。

また、令和6年3月21日付け「ターミナルケアマネジメント加算の取扱いについて（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）【別紙1】」により、令和6年4月サービス提供分より、国保連におけるシステム改修が完了したことを踏まえ、請求方法の取扱いの変更の考え方が示されておりますが、請求に関しまして本市へお問い合わせが多く寄せられていることから改めて変更点をお知らせします。

また、訪問入浴介護・小規模多機能型居宅介護・短期入所生活介護に係る看取り連携体制加算についても、体制届や加算要件を満たすほか、本人が入院した月の翌月に亡くなった場合に、前月分の本加算に係る一部負担の取扱いについて文書にて同意を得ている等の所要の対応をしていれば、居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の取扱いと同様に、給付管理は必要となりますが加算のみの請求が可能である旨、国保連に確認していますので御留意ください。

【居宅介護支援費のターミナルケアマネジメント加算における請求方法の変更点】

(旧) 国保連のシステム改修が終了するまでの間の一時的な取扱い

1. 利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、「利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月」に算定することとする。
2. 既に「利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月」の請求が終わっている場合は、当該月の請求を過誤（取り下げ）し、ターミナルケアマネジメント加算を追加する形で再請求（※）を行う。

※これによりターミナルケアマネジメント加算相当分が後日支払われる処理となる

令和6年4月サービス提供分
以降の扱い



(新) 国保連のシステム改修を踏まえた令和6年4月サービス提供分 以降の請求方法

(請求方法)

利用者の死亡月にターミナルケアマネジメント加算を単独請求する。

なお、この場合において、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（その4）（令和6年3月18日事務連絡）」の「3 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係資料資料3 介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載例2に従い作成した給付管理票を提出してください。

2 国保連ホームページ掲載 「返戻対応マニュアル（介護請求）」について

介護給付費等の請求において、返戻となった請求明細書及び給付管理票につきましては、国保連により「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」にて各事業者宛にお知らせがなされているところであります。

また、このことに伴う返戻時のエラーコードに関する事業者から本市へのお問い合わせも多く寄せられているところです。

既にご存じと思われますが、国保連におきまして、返戻となった請求明細書等に対する対応方法について、「返戻対応マニュアル（介護請求）」により、特に返戻の多い事例の対処方法が紹介されておりますので各事業者においてご活用ください。

(使い方)

「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」の備考欄(赤枠)のエラーコードを確認し、「エラーコード一覧 ①～③」より検索してください。

※ 備考欄が「返戻」の場合は、内容欄のエラーメッセージを確認してください。

指定したエラーのページに移動しますので、対応方法をご確認ください。

(国保連 HP 返戻対応マニュアル)

<https://www.hokkaido-kokuhoren.or.jp/kaigo/hennrei.html>

(QRコード)



3 月額包括報酬の日割り請求の取扱いについて

月額包括報酬の日割り請求に係る適用(令和6年3月28日老健局介護保険計画課認知症施策・地域介護推進課 老人保健課事務連絡)【別紙2】により、日割りで算定することが可能なものについて、月額包括報酬対象サービス毎に、対象事由と起算日による取扱いが記載されておりますので、改めてお知らせします。

(担当)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 25-6485